

報告第3号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月30日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	51,040 円	令和3年5月19日午前10時20分頃、我孫子市高野山新田193番地我孫子市手賀沼親水広場駐車場において、賠償相手方が乗用車を駐車するため後進させていることに気付いた公用車を運転中の職員が、当該公用車を停止させたところ、その位置が、賠償相手方が駐車しようとする区画の前になってしまったことから、後進していた当該乗用車と接触し、当該乗用車の右側リアバンパーを損傷させた。	令和3年7月12日
			市 80% 相手方 20%
2	137,749 円	令和3年5月27日午後5時頃、我孫子市寿1丁目22番10号我孫子市立我孫子第一小学校敷地内において、駐車するため賠償相手方が乗用車を後進させ、側溝の上を通過したところ、当該側溝の金属製の板状の蓋が跳ね上がり、当該乗用車のフロントバンパーを損傷させた。	令和3年7月20日
			市 100% 相手方 0%
3	82,500 円	令和3年1月30日、我孫子市緑1丁目2293番4において、我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例に基づき市が保全特別樹林として指定し、その剪定について市の関与があった樹木の枝が、剪定を行う前に折れて落下し、隣接する賠償相手方が設置した物置上部を破損させた。	令和3年8月2日
			市 100% 相手方 0%